

令和6年
10月27日執行

最高裁判所裁判官国民審査審査公報

栃木県選挙管理委員会

告示番号：4



最高裁判所判事
ひら まさ ひろ

昭和三六年四月三日生

略歴

兵庫県神戸市生まれ。その後、高知県高知市、東京都、北海道札幌市で過ごす。東京都中野区立江原小学校、札幌市立幌西小学校、札幌市立啓明中学校、北海道札幌南高等学校、東京学芸大学附属高等学校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和六〇年 四月 司法修習生
六二年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、外務省北米局
北米第二課 在アメリカ合衆国日本大使館
東京地裁、佐賀地家裁に勤務。

平成一一年 五月 判事任官 以後、佐賀地家裁、最高裁調査室
東京地裁判事、最高裁判所判事（部総括）を務める。

平成一一年 五月 査官 東京地裁判事 最高裁判所参事官、東京地
東京地裁判事、最高裁判所判事（部総括）を務める。

令和 三年一〇月 最高裁判所判事（部総括）
二七年 三月 最高裁判所長 兼図書館長
三〇年 一月 前橋地裁所長
三一年 四月 東京地裁判事（部総括）
五年 四月 大阪高裁長官
六年 八月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所においては、誠実に向き合っていきたいと考へています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもつて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、裁判では、裁判員と裁判官が、証拠に基づき一緒に議論して、被告人が有罪であるかどうかという事実認定や量刑判断を行うわけですが、裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していくことを考えていました。

告示番号：5



最高裁判所判事
いし かね きみ ひろ

昭和三三年一月四日生

略歴

山口県生まれ。ラ・サール中学校、同高校を経て、東京大学法学部を卒業。

昭和五六年 四月 外務省入省
一一年 八月 中近東アフリカ局アフリカ第一課長
一五年 八月 経済協力局有償資金協力課長
一六年 八月 在アメリカ合衆国日本大使館参事官、後に同

一〇年 九月 総合外交政策局科学原子力課国際科学協力室長
一九年 九月 國際協力局政策課長 内閣総理大臣秘書官
二〇年 九月 大臣官房総務課長
二一年 七月 同公使
二三年 七月 大臣官房参事官
二四年 一月 特命全権大使東南アジア諸国連合日本政府
二五年 七月 大臣官房審議官
二六年 一月 国際協力局長
二七年 一〇月 アジア大洋州局長
二八年 六月 総合外交政策局長
二九年 九月 特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機
令和 元年一〇月 関日本政府代表部在勤
六年 四月 特命全権大使カナダ国駐箚兼国際民間航空機
令和 元年一〇月 関日本政府代表部在勤
六年 四月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所においては、誠実に向き合っていきたいと考へています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもつて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していくことを考えていました。

告示番号：6



最高裁判所判事
なか むら まこと

昭和三六年九月一二日生

略歴

大阪府大阪市生まれ。大阪教育大学附属池田校舎小学校、同池田中学校、同高等学校池田校舎を経て、京都大学法学部を卒業。

昭和六一年 四月 判事補任官 以後、東京地裁、最高裁人事局、外務省条約局、外務省総合外交政策局国連政策課国際平和協力室、国際連合日本政府代表部、大阪地裁に勤務し、判事任官後、最高裁判所調査官、最高裁総務局課長、東京高裁判事、東京地裁判事、最高裁秘書課長兼広報課長を務める。

平成二四年一二月 東京地裁判事（部総括）
平成二五年 九月 最高裁判所判事（部総括）
平成三〇年 九月 水戸地裁所長
令和 元年 九月 最高裁判事務総長
令和 四年 六月 東京高裁長官
令和 六年 九月 最高裁判所判事

最高裁判所において関与した主要な裁判
最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁判所においては、誠実に向き合っていきたいと考へています。二つ目ですが、現代社会では価値観が多様化し、判断の難しい事件が増加していますので、様々な視点や考え方をもつて事件に取り組み、バランスのとれた判断をする必要があります。そのためには、自分自身でいろいろ勉強したり、各種の研究会の成果を吸収したりするなどの自己研鑽が不可欠であると思っています。

これまで、主として、刑事裁判を担当してきました。東京地裁で、裁判長として、裁判員裁判も担当しました。担当した裁判員裁判は、どの裁判員の方々の意見には、裁判官にはない物事の見方や視点を含んでいるものが多かったのです。裁判員裁判の目的は、必ずしも目標を達成できるとは限らないところが、人生の難しいところですが、努力を怠れば何事も成し遂げられないと思いますので、この言葉を胸に精進していくことを考えていました。

投票日 10月27日(日)

- 投票所や投票時間に関しては投票所入場券をご確認いただくか、各市町の選挙管理委員会へお尋ねください。
- 投票日に、仕事やレジャーなどの用事のある方は、期日前投票することができます。

期日前投票ができる期間：10月26日(土)まで

(期日前投票所は、市役所、町役場などに設けられています。)

(期日前投票所の場所については、栃木県選挙管理委員会のホームページをご覧ください。)

※その他の詳しいことは、各市町の選挙管理委員会へお尋ねください。